

京都市会訓令甲第1号

市会事務局

市会事務局長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成24年3月30日

京都市会議長 井上 与一郎

第6条第3項各号列記以外の部分中「政務調査課長」を「調査課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

(市会事務局総務課)